

山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議
第6回 酒田沿岸域検討部会

日時：令和7年2月25日(火)13:30～15:50

場所：酒田まちなかホール(酒田市中町 2-5-10)
(一部WEB)

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 報告・説明

- (1) 漁業協調策・地域振興策の検討状況について
- (2) 今後の進め方について

4 意見交換

5 その他

6 閉会

配付資料

（出席者名簿、席次表）

【資料 1】 漁業関係の取組みについて

【資料 2】 地域関係の取組みについて

【資料 3】 今後の進め方について

【資料 4】 法定協議会の概要について＜資源エネルギー庁＞

【参考資料 1】 酒田沿岸域検討部会設置要領

【参考資料 2】 第5回酒田沿岸域検討部会議事要旨

【参考資料 3】 遊佐町沖の法定協議会意見とりまとめ

【参考資料 4】 酒田市の想定海域について

1 開会

2 あいさつ

- ・山形県環境エネルギー部遠藤次長から挨拶。

～以降、三木委員が座長～

3 報告・説明

(1) 漁業協調策・地域振興策の検討状況について

- ・山形県水産振興課から資料1に基づき説明するとともに、秋田港洋上風力発電所の海中映像を上映。
- ・酒田市商工港湾課から資料2に基づき説明。

(2) 今後の進め方について

- ・事務局から資料3に基づき説明。
- ・資源エネルギー庁から資料4に基づき説明。
- ・事務局から参考資料3に基づき説明。

4 意見交換

「漁業協調策・地域振興策の検討状況」、「今後の進め方」をテーマに意見交換。

小野委員（酒田市自治会連合会）

令和6年度は7つの中学校学区に説明をいただき大変感謝申し上げます。広く浅くという形ではあったが、結構だと思っている。令和7年4月以降のことに関してだが、住民からの不安や期待もだんだん具体的なものになってきている。例えば、これまでは津波・地震に対し「大丈夫なんだろうか」「倒れたりするのではないか」といった心配事がぼんやりとした形で捉えられていたのだが、昨今の状況もあり一つひとつ具体的なものになってきた。テーマを絞っても結構なので、こういった一つひとつの不安や期待に関し、単なるペーパーではなく、具体的かつ専門的な見地を持った方による説明会を開いていただければと思う。このほか、低周波の問題、また、当事者ではないものの、漁業に関して住民側から見た期待や不安もある。それらも含め、専門的な見地を持つ方による説明会を令和7年4月以降に開いていただければと思う。

これから時間が過ぎていけばいくほど、別の不安、期待もまだ出てくると思うので、そのたびにお互い密に連絡をとって一緒にやっていきたい姿勢は変わらないのでよろしくお願いします。

阿部副会長（宮野浦学区コミュニティ振興会（阿部實委員の代理））

私は宮野浦出身で、小さい頃から浜辺で遊んでいた。亡くなった父親は底引き網漁で漁師をしており、生計を立てていた。宮野浦の浜から見える夕日はとても綺麗でそこに建つ洋上風力の風車のイメージがどうしても湧かない。

ここから私の感想だが、まず一番懸念されるのは地震と津波と強風。絶対受けないと言い切れない。500年に一度発生する地震、50年に一度の台風の根拠とは何か。さらにもう一点、こんな大事な議論を交わしているのに、地域の人たちはその状況を知らない。そこで提案で

あるが、洋上風力に批判的な団体が酒田にもある。洋上風力を推進する側と批判的な団体とで、市民の前で深い議論をしてはいかがか。何が足りないのか、何が共有できていないのか、そのためか、地域住民やコミセンの役員と話しても、洋上風力についてはわからないというのが圧倒的である。もう少し市民が理解しやすい方法を考えていただきたい。一番はこんなはずではなかったと、市民がわからないまま事業が進むことに強く懸念している。

田賀委員（琢成学区コミュニティ振興会）

小野会長からもあったが、洋上風力発電には概ね賛成だけでも不安もあるという話が、常々から言われている。不安を解消するためにはどんなことを周知すればよいか、先ほどの話にもあったが、地震についてはどれぐらいの震度まで洋上風力発電がもつのか、津波については何メートルまでもつのか、というような安全面の基準、また騒音についても基準があるわけで、そういったものをクリアしている、ということをもっとアピールする必要があると思う。そのことが住民不安を取り除く一点だと思っている。地震や津波は各地でも発生しているがそれもクリアしている、騒音については、低周波もあるものの、陸上の風車についても国や県の基準をクリアして現在建っているわけであるので、その基準が何年間かの調査の末、いつ頃できたものである、ということを知れば若干なりとも不安が解消していくと思う。

小林一晃委員（酒田市商工港湾課）

3名から意見があったが、大きなところとしては、不安や懸念に対する事項について専門的な知識を持った方の説明、また、環境基準をしっかりと示してほしい、ということと理解した。住民意見交換会では、一番多かったのが地震津波の影響の意見であり、また騒音、低周波、振動の影響の意見についても多かった。こういった意見に対しては、小野会長からも話があったところだが、県や国の所管官庁とも相談しながら、令和7年度以降に学習会を実施していく所存である。

佐藤善一委員（十坂コミュニティ振興会）

私の本業は農業であり、漁業をやっている親戚もいるが、風力発電には期待をしている一人である。今、日本は豊かな生活と電力が供給されているが、今世界でいろいろな紛争がある中で、エネルギーの奪い合いが起こっていると感じている。当然、漁業者も油がなければ海に出られない。また、漁協の建屋も電力がなければ魚の保存もできない。そんな中であって、日本にとって自然エネルギーは期待しないといけない。今のこの生活を維持していくために必ずエネルギーの問題は出てくる。自然エネルギーを活用せずに日本の経済は成り立っていないと感じている。いろんな方の思いがあるのは当然であるが、国をあげて推進している事業でもあり、しっかり議論していきたい。

梅津委員（酒田市景観審議会）

私は去年の4月にJターンして地元に戻ってきたが、この美しい自然、庄内の海岸にタワーが立つというのは受け入れがたいものがある。今まで聞いてきた中では観光業に対するダメージがどれぐらいのものになるのかという話はあまり無かったと思う。お金を出してタワーが立っている海岸線を見たいと思う人はあまりいないのではと思う。この地域はそういったタワーがない、という自然を持っているという非常に貴重な財産を売りにしていくべきだと思った。

それから、こちらの部会は女性がすごく少ないというのにも驚いた。やはり女性の意見も重要だと思うので、もっと参加させるべきである。

弦巻委員（酒田商工会議所）

基本的にはこの洋上風力については賛成である。現在の地球温暖化は年々進行していつていと感じている。今冬も、雪は去年よりは若干降っているが、私が子供のときと比べると明らかに少なくなってきたと感じる。そして、夏はとても暑くなっている。景観や環境の問題はすごく私もわかる。漁業関係者の皆さんの気持ちも大変心配なところではあるが、やはりこの30年ほどでこれだけ気候が変わっていると、次の子供たちの世代、孫たちの世代のことを考えると、環境への配慮というのは一番必要なことではないかと思っている。先ほど秋田沖の映像があったが、2年ぐらい前にスタートしていると思うので、漁業関係者から出たアンケートの内容や、地震や津波などについて、秋田の方からの意見も参考にしながら、ぜひ前向きに進めていただければと思う。

西村委員（山形県漁業協同組合）

まず一点目だが、酒田市沖が既に1年半前に有望な区域の要件を満たすということで、県が国に情報提供した。ところが、その有望区域になって1年以上経つのに法定協議会が開催されていないというところの理由についてお伺いしたい。

また、山形県知事は洋上風力を地域協調型で進めているとしているが、その上で、これから始まる法定協議会については、再エネ海域利用法の規定により利害関係者で構成されることになっているので、洋上風力に関して、山形県漁協内でも様々な考えがある漁業者、つまり肯定的、中立的な漁業者、あとは否定的な漁業者を参加させるべきだと考えているが、その点について、山形県と国はいかなる考えを持っているのかというところをお聞きしたい。

次に、山形県漁協は昔からイカ釣りやます流し網漁業等を多く入れてきた漁協である。当然、遊佐の計画、酒田の計画が進むことになると、酒田港の漁港区域内での漁船の使用に支障が出るのではないかと心配している。既に漁協に直接、港の使用の確認があるが、県の港湾管理の問題であるため、当漁協で判断ができないところもある。管理しているのは県土整備部の港湾事務所であるが、使い方についての調整方法と優先順位について共有してもらえそうなシステムが必要ではないかと考えている。この点について、県土整備部としてどう考えているのかお聞きしたい。

さらに、エネ庁から説明のあった資料4（再エネ海域利用法に基づく協議会について）の4ページ目になるが、課題①の右側に「選定事業者は、長期占用が可能」で30年間可能、という部分がある。我々はこれまで漁業法や漁業調整規則により漁業をやっているが、今回、再エネ海域利用法による事業者の長期占用についてはこれまで山形県漁協がやってきたやり方と違う。前回の遊佐部会でも少し話が出たが、漁業者の同意を取らなければいけないということである。その点詳しい人が当漁協にもいないし、おそらく県の行政の水産部門の方にも詳しい方はいないと理解しているので、その点について勉強する必要があるのではないかと今日ここでお話をさせていただく。

もう一つ確認だが、同じ資料4の11ページの一番上に「「有望な区域」では再エネ海域利用法に基づく協議会（法定協議会）を開催」とある。その下の下線部に、「国、都道府県、地元市町村、関係漁業者」とある。山形県漁業協同組合の場合は、意思決定機関が理事会であるので、漁協の代表者という形では出ていない。遊佐ではそういう形にしているが、それがいいかどうか、もう1回確認させていただきたい。

榎課長（事務局）

有望区域に整理されて以降、法定協議会が開かれていないことについてであるが、本県では漁業も含めた地域協調型ということでこれまで案件の形成を進めてきた。海面や内水面の

漁業、また、地域、経済界の皆様の御意見を踏まえ、プラスマイナスの議論を行い、不安・懸念などの整理すべきものが見えてきた段階で、法定協議会に移行し地域との共存共栄を実現する形を模索する場として進めていこうということで、国と協議してきた。そうした中、本日、県水産課長や酒田市の説明のとおり、今年度は住民説明会を7回行うなど、地域から様々な期待や不安についての御意見を頂戴してきたことを踏まえ、そろそろ法定協議会において議論をさらに深めていきたいということであれば、県としては法定協議会へ移行する考えであり、皆様から御意見を頂戴したい。

法定協議会を設置する場合の構成員については、地域協調型の趣旨からすれば西村委員の考えに全く同感であり、今後、国とも協議していく。

西尾補佐（資源エネルギー庁）

資料に関してご質問いただいた事項について先に回答させていただく。まず資料4ページについて、この「占用」という書き方がいわゆる法律的な専門用語になっているが、実際にイメージいただくのは、例えば道路は、下に水道や電線が通っているが、道路の占用許可がなされている。実際には道路の上に水道管などがあるわけでないので、当然そこは一般の人たちが通ったり、車が道路交通法等に基づいて通ったりできることになる。海等についても同様の法律的な考えがあり、占用許可を取ってこの海域を使う形になるわけだが、当然物理的に置かれているところについては共存できないが、例えば風車の基礎が置かれていないようなところは漁業者との話し合いの中で一緒に使うことはできるので、占用しているから完全に排他的ということには必ずしもなっていない。ご提案いただいた、制度についての勉強会など認識の共有の場は当然必要だと思うので、山形県さん等ともご相談しながら方針について検討していきたい。

資料11ページ目についてだが、協議会に参加するメンバーについて「関係漁業者」と書いてあるが、正確には「関係漁業団体」であり、山形県遊佐町における協議会の中での構成員として、山形県漁協に参加いただいている。漁協の中で総会等に諮られながら意思決定されていると思うので、そういったところを尊重しながら議論を進めていくという形になると思う。いただいたご質問の中で、酒田については山形県漁協には様々な漁業者がいる中で協議会に参加させていくことを検討しているという話であった。こちらの協議会の構成員としては、山形県漁協となり、その中で誰が参加するのかというところについては、県、国、山形県漁協と相談しながら検討してまいりたい。

最後に、漁船も含めた航路等への支障を気にしているという話だが、法定協議会については、地域・漁業との共存共栄は当然であるが、海域の先行利用、いわゆる航路等との調整も議題の一つに挙がる。必要があれば、法定協議会ないし別の会議体等で議論をしていく必要もあると思う。港湾利用とも関わってくるので、そこは港湾管理者等とも調整していく必要がある。

渡部課長（山形県空港港湾課）

酒田港の漁港区の利用についてであるが、基本的には漁港区、ちょうど酒田港本港地区の新井田川の河口部分になるが、そこは漁業者の方々に使っていただく区域であり、他の利用を想定しているところではない。そういった中で、もし風力関係の事業者が利用したいという話があった場合は、まずは港湾管理者に話をしてくれと言っていただければと思う。その上で、漁業者の利用を妨げないものであったり、それ以外の方の利用も考えられるようなことがあれば、先ほどのお話の通り、港湾管理者、そういった事業者、漁業関係者との協議の場を設ける必要があると考えているのでその際はご協力をよろしくお願いしたい。

西村委員（山形県漁業協同組合）

先ほど、占用許可を取るために山形県漁協がその海域を使う漁業者に同意を取らなければいけないという話をさせていただいたが、私が言いたかったのは、その海域を使っているかどうかの同意について諮らなければいけない、ということである。訂正する。

尾形委員（山形県鮭孵化事業連合会）

鮭は、山形県から放流すれば、秋田県、青森県、北海道と大きく回遊して戻ってくる。我々が放流するときの鮭の重さはわずか1 gである。先ほど県水産振興課長の説明の中で、風車の周りに魚を増やす装置を作るといった話があった。私は「やめてくれ」と感じた。わずか1 gの鮭が海に出たときに捕食されるおそれがある。これは山形県だけの問題ではなく、全国に関わるものであり、山形県だけで対応するものではない。このことについて、国から回答してもらいたい。

西尾補佐（資源エネルギー庁）

本日、県水産振興課から風車の蛸集効果に係る御紹介があった。尾形委員の懸念点は、この風車の蛸集効果により、放流した鮭が捕食されてしまうという点と思うが、そういった懸念点については、遊佐町沖の法定協議会とりまとめに記載のとおり、今後の漁業影響調査により影響を調査し、しっかり把握しながら進めていくものと考えている。これは酒田市沖についても同様の議論になると思うので、その中でしっかり議論していくものとする。

桂委員（山形県内水面漁業協同組合連合会）

遊佐町沖洋上風力の将来像の中に、協調策や振興策を考える上で海面と内水面一体となって考えていこうという1文が入っている。第3回酒田部会の際、今回は想定海域の南側にすぐ海面漁業者の定置網があるので、影響評価調査も含め、遊佐沖以上に海面と内水面は一体となって考えなければならないと述べている。第4回酒田部会でも、特に定置網のところで、鮭だけでなく内水面事業者が放流しているサクラマスも海面漁業者の収益に繋がる魚となっているので、同じことを言っている。不満なのが、一緒に考えましょうと3回も言っているのに、どうして海面のイメージ図が出てきて、内水面のイメージ図が出てこないのか。水産振興課に聞きたいと思う。

もう一点、そう言っている中で、ここに集魚灯という言葉が出てくること自体、全然内水面のことを考えていない。ここに出ている協調・振興策も海面利用者に特化した話であり、全然意見交換がないままに書かれたものだという理解になる。

先ほど尾形会長が懸念したことについては、遊佐町の将来像の中に書いてある。当然、影響評価調査をした結果として、それが駄目であれば集魚灯とか、それから支柱自体に漁礁効果があるのでこれは仕方ないことであるが、その周辺に漁礁を入れるということはもったいない。そこは影響評価調査も踏まえて考えていくことが必要だと思っている。

佐藤課長（山形県水産振興課）

海面と内水面、一緒に考えて議論すべきだということについては、我々も配慮が足りなかった。まずは海面優先に考えてしまっており、その連携した部分について今回配慮が足りなかったなと考えている。蛸集装置をつけるということについては、集魚灯がどれぐらい影響があるのかということも含めて考えなければならない。風車を活用した漁業の部分に書いてあるのは、あくまでもこれをやるということではなく、こういうことも考えられるという取り組みの例を挙げているので、この部分についてさらに意見交換させていただき、最終的な協

調・振興策に仕上げていきたいと考えている。

阿部司委員（山形県漁業協同組合）

素潜り漁を酒田港内でやっている。以前の部会でも話したが、港湾区域の中で作業許可をもらって漁をしているが、大浜周辺の海域で工事がこれから進んでいくというところで、港湾工事の関係で立ち入りができない区域が出てくると思う。その場合、漁にも支障がだいぶ出る。そのため、できれば工事船が入ってこない場合は漁をさせてもらう、というような形で連絡を密にとってやっていければ、と思う。この部会では漁師を優先しましょうと話になっても、建設業者からはこういう話はわからないと言われたので、できれば工事業者と連絡を取り合いながらお互い作業ができれば、と考えている。よろしくをお願いしたい。

榎課長（事務局）

工事というのは基地港湾整備の関係か。

阿部司委員（山形県漁業協同組合）

今年の作業のスケジュールは矢板を打つまでという話は聞いているが、工事船が入ってきた場合、その周辺の海域には入ってダメだと言われると、自分たちの生活に関わってくる。今年に限らずこの先の話でもあるが、その都度、業者と連絡を密にとって判断してもらえたらよいと思っている。

渡部課長（山形県空港港湾課）

酒田港の港湾区域内で許可を取って操業してらっしゃる方のお話だと思う。基地港湾の工事をしている中で漁業も行いたいということであるので、これから調整させていただきたい。後ほどご連絡差し上げたいと思うのでよろしくお願いします。

渡部伸二委員（山形県漁業協同組合）

内水面の方から集魚灯、漁礁はやめてくれという話があったが大賛成である。集魚灯があったらプレジャーボートの食べ物になってしまう。自分は刺し網でほとんど水揚げをしているが、風車を入れるだけでも公害だと思っているのに、ましてや漁礁を入れたら刺し網の場所なくなる。とんでもない話。刺し網の漁業者にとっては屈辱である。酒田地区の漁場を利用している漁業者は11艘で、他は釣り専門である。自分に都合のいいように、あれこれ入れてくれと言うが、一番困っているのは刺し網とはえ縄の漁業者。一番被害を受けている人がこういうものを入れてくれ、というのはいいが、関係ない人がこうしてくれ、ああしてくれというのは違和感がある。

佐藤課長（山形県水産振興課）

先ほども説明した通り、現在のたたき台は、まずアンケート調査を実施して、そこに書いてあったことを拾い上げて作った内容である。まだまだ意見交換が足りない状態。一度意見交換をしたが、そのときにもいろいろ意見をいただいている。漁礁の件については意見交換会のときには出ていなかったとは考えているが、それ以外で、例えば遊漁者にそこを占領されてしまうのではないかと、などについては意見交換会の中でも出ているので、その点ルール作りなどの配慮が必要である、ということについては、次回、さらにブラッシュアップした協調策振興策のたたき台に盛り込んでいく方向で今作業しているので、再度意見交換会を開かせていただく。

田代委員（山形県漁業協同組合）

資料1に「風車を活用した操業」と大きく書いてある。風車を活用した操業の中で、先のビデオでもあったが、かなりの小魚がついて結構いい感じに見えた。小魚が来ればそれを捕食する魚も集まってくる。共同漁業権内での操業が生活に直結しているような人々が、その集まった魚を採って、水揚げして収入にするという流れであると理解している。一方、近年はプレジャーボートがすごく増えている。遊漁はまだいいが、プレジャーボートは問答無用であり、ルールがはっきり言って無い状況。底引き網をやっているのに刺し網をやっている、ひとたび魚がいたら、プレジャーボートが群がっていく。酒田港に向かって我々が帰港する時も、そこに魚がいれば船の前でストップして竿を下げる。はっきり言ってルールがゼロ。風車にせいかく魚がついても、当然プレジャーボートは群がって釣りに行くだろう。ここの漁場を生活圏にしている人が釣りに行けば黙って収入が上がるよう、我々としては遊漁やプレジャーボートを規制できれば一番いい。「漁礁の周りではプレジャーは釣りはできません」というような手法を考えてもらいたい。プレジャーボートも、魚がいれば誰でも釣りに行くのは当たり前なので、考えてもらいたい。

斉藤長委員（（一社）日本風力発電協会）

本日も活発に議論いただき感謝申し上げます。委員の方から、一つ一つの意見が段々と具体的になってきたというコメントがあったと思う。皆様の御意見、あるいは御提案、御指摘を伺っていて、期待あるいは不安、懸念についてもより具体的なことについて言及をいただいたところが、前回までと今回で異なるところと受け止めている。特に不安や懸念について、分からないことがある、あるいは多いということが不安や懸念に繋がっているという御意見もいただいた。その点に関しては、山形県、酒田市、国においても山形県や酒田市をサポートしながら、今後も関係者とコミュニケーションを取り続けて丁寧に説明をしていくということに尽きると思う。そこに、私のような風力業界団体に所属している者も何らか役立つことがあろうかと思っているので、ぜひ声をかけていただければサポートをしたいと強く感じたところ。

それと、より専門的な見地からの説明を、とのリクエストがあったかと思う。専門的な見地から説明いただくというのは非常に大事なことと思っているが、我々も皆様より知っていることは多くあると思う一方、特に環境などの話題に関しては、我々自身が客観的な立場から説明するのはどうしても難しいことでもあり、その点についての専門的な見地から、という話だったと理解している。個人的には、専門的な知見を持った方から分かりやすい説明をしていただくことで、関係者の理解が深まる、あるいは分からなかったことがある程度は理解できるようになる、といった機会を、皆が集合するタイミングでそのような時間も少し割いていただくと、より関係者の理解が深まると感じたところ。山形県、酒田市におかれては日夜ご苦労していると思うが、引き続き丁寧なコミュニケーションに努めていただければと思う。

中原委員（神奈川大学海とみなと研究所）

発言の機会をいただき感謝申し上げます。風力発電協会の斉藤委員からの発言で、事業者の立場から、今後ともより一層丁寧な説明を、とあったと思うので、それは今後とも推進いただければと思う。これが1点目である。

それから2点目だが、資源エネルギー庁の資料4で再エネ海域利用法の説明があり、とりわけ6ページに左から右に向かって時間の順序で、流れ図が示されている。中ほどに「経産大臣・国交大臣による事業者公募の実施」というハコの次に矢印があって「●国交大臣によ

る占有許可」というハコがある。実は二つのハコの間に、事業者公募の実施による「事業者の選定」というハコが一つ隠れている。その選定された事業者が、国交大臣に占有許可を申請する、というプロセスであり、その申請の際に、先ほど西村委員からの発言にもあったとおり、漁業者の同意が必要ということである。同意が必要ということは、そのために、選定された事業者と関係者との間で同意を形成するための意見交換、理解増進のための協議プロセスというものがあるという認識であり、また、それを実践していく必要がある。

3点目だが、占有許可を大臣が出した後、建設に着手して「運転開始」というハコが最後にあるが、その間に、漁業者の同意の他にもう一つプロセスがあり、ClassNK（日本海事協会）という団体のウインドファーム認証を事業者が受けなければならない。ClassNK はウインドファーム認証を与えるための安全性の確認をして、認証を与えるというプロセスである。日本海事協会のホームページで、ウインドファーム認証というキーワードで検索すると、これまで同協会によるウインドファーム認証がどれぐらいあったかというリストが出てくる。安全性に関する懸念や不安を持つ向きもあるかもしれないが、少なくともそういう安全性の確認、認証プロセスがあるということも共通認識にしていただければと思う。

最後に、事業者が選定されて運転開始とあるが、その後、法定協議会に選定された事業者がレギュラーメンバーに加わる。以降 20 年間、撤去までとして最大 30 年間だが、その間ずっと法定協議会のメンバーに加わるので、事業者と関係者の間で、これはこうしたらいい、これは良くない、等々の意見交換という PDCA のサイクルが保障されている。それを活用することによって、地元住民、漁業者のみならず、商業関係、経済団体関係、観光関係、等々意見交換をずっとしていけばよいと思う。そういった形でより良き理解のもとに進めていくことが重要だと思う。そのためには時間を惜しむことなく、積極的に丁寧な説明を繰り返し行い、円滑な着手、運用に進めていっていただければと思う。

三木座長（東北公益文科大学）

今回、県からの「法定協議会を設置して議論をしたらどうか」という提案に関してご意見を伺ったが、座長としては、まず酒田部会で議論を積み重ねることを優先すべきだという意見が多かったと認識している。今後もお酒田部会を中心として、漁業者や地域住民の理解の醸成に向けた取り組みを進めていただけたらと思うがいかがか。

遠藤次長（山形県環境エネルギー部）

長時間にわたり活発なご意見、ご質問をいただき感謝申し上げます。本日の意見交換では、住民の方々からは例えば地震や津波などへの不安・懸念をいただいた。この点、酒田市でも学習会という形で今後進めていくということもあるので、そういったことを通してご理解いただけるよう取り組んでいくという話になったと認識している。漁業については、内水面との連携をしっかりと図りながら、さらに協調・振興策の議論をしていくという話だったと認識している。このような課題が明らかに見えていところなので、引き続き本酒田部会において意見交換なり共有をしていければと考えている。それと同時に、委員からは具体的に課題が見えてきている、という旨もあったので、法定協議会の設置を提案しているところであり、今後の進め方をどうしていくのか当方で国ともしっかり調整をしていきたいと考えている。今日は熱心に議論いただき感謝申し上げます。引き続きどうぞよろしくお願いする。

5 その他

6 閉会

〔了〕